

# 県大教職員組合ニュース 第100号

2019 (第6号) 2019年6月4日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会  
Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

## 雇い止め職員、復帰する！！

2018年3月雇い止めにあった短期大学部職員が、2019年4月無事復帰を果たしました。

この間、静岡法律事務所6人の弁護団及び、関係の教職員の方々の支援もあり、現在草薙キャンパスで勤務しています。有期雇用職員の方々のために2019年4月より下記の規程が整備されました。「静岡県公立大学法人有期雇用職員就業規則」「有期雇用職員の契約期間の更新等に関する要綱」「静岡県公立大学法人無期労働契約転換の申込み手続きに関する取扱要領」があります。大会議案書第4部をご参照ください。

## 有期雇用職員の契約について

2018年の組合と法人との団体交渉で、有期雇用職員が無期転換するルールが確立されました。

- 契約5年目を迎える有期雇用職員は、申し出により無期転換することができます。
- 無期転換の際に、審査はありません。

一方、2019年4月の契約において、5年目を迎える有期雇用職員に対する労働条件事項確認書、雇用条件通知書の任期の項には、契約延長なしと記載されています。これは、5年間の契約期間が終わるという意味で、無期転換できないという意味ではありません。ルール通り、**申し出により無期転換することができます。**

非常に誤解を招きやすい表現となっているため法人との打ち合わせの結果、法人は今後契約書に無期転換可能なことを明示し職員の皆様には改めて無期転換制度について説明することとなりました。

また、任期5年の有期雇用職員について、労働条件事項確認書、雇用条件通知書には、任期が3年と記載されています。これは、任期5年の有期雇用職員について、いったん3年働いたのち、公募(実際にはヒアリング)を経て2年の契約延長という仕組みになっているためです。これもわかりにくい表現であるため、今後は、有期雇用職員の任用時に、法人から入念に説明することになりました。

## 第13回定期大会開催について

次ページ参照。 議案書は、6月17日頃、各学部執行委員よりお届けできると思います。

# 静岡県公立大学教職員組合

## 第13回定期大会告示

日時 2019年6月24日（月）午後6時30分～

会場 静岡県立大学 草薙キャンパス 小講堂

### 議案

1. 2018 年度活動報告
2. 2018 年度決算報告
3. 2018 年度会計監査報告
4. 次期役員選挙
5. 2019 年度活動方針（案）について
6. 2019 年度予算（案）について
7. 組合費の値上げについて

**是非ご出席ください！**

議案書は大会前に配布予定ですので、

事前にご一読ください。

静岡県公立大学教職員組合